

市 民 環 境 委 員 会 記 録

日 時	令和3年6月21日（月） 午後1時01分～午後1時45分 午後1時49分～午後2時27分
場 所	第5・第6委員会室
出席委員	◎中島 俊 ○日下みや子 内田 博紀 大橋 昌信 円谷 憲人 橋口 幸生 浜田智香子 福元 愛 山田 一一
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	地域づくり推進部長（小貫省三） 協働推進課長（仁尾順一） 地域支援課長（吉田 敬） 地域支援課副参事（染谷和広） スポーツ課長（黒須美浩） 市民生活部長（中山浩二） 市民課長（石田 清） 環境部長（永塚洋一） 北部クリーンセンター所長（前田典彦） 南部クリーンセンター所長（橋爪良洋） 水道事業管理者（成嶋正俊） その他関係職員

午後 1時 1分開会

○委員長 ただいまから市民環境委員会を開会いたします。

○委員長 それでは、お手元に配付しました審査区分表に従いまして審査を進めてまいりたいと思います。質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分ごとの質疑が終了した後に、議案は1件ずつ行います。

執行部の皆様をお願いをいたします。答弁に当たっては、委員長と発言をして挙手をお願いいたします。発言の許可を得た上で、所属名、名前を述べましてから答弁に努められるようお願いをいたします。

執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるとき、反問しますと申し出ていただいて結構です。反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

重ねてお願いをいたしますが、携帯電話、音の出るものは、マナーモード、もしくは電源を切るようお願いをいたします。議案の資料を閲覧するために、委員会室に議長から付与されましたタブレット端末を持ち込んで使用することが認められております。使用の際、操作音を発しないよう注意をお願いいたします。持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されておりますので、御協力をお願いします。

最後に、今回の委員会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、第5・第6委員会室で開催することとし、また執行部の入室につきましても所属長以上とするよう協力をいただいております。各部署におきましても新型コロナウイルスの対応に尽力いただいているところです。全国的に、本市においても感染が深刻化しており、委員会において感染が拡大するようなことが起きないように、質疑、答弁につきましてもできるだけ簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

本日は、前の扉と委員会室の後ろのドア、常に開放しておくようにしますので、定期的に休憩を入れ、換気を入れますので、御協力をお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案第1区分、議案第12号、令和3年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本議案について質疑があれば、これを許します。

○内田 こんにちは。それでは、議題となっております議案第1区分の議案第12号、補正予算案についてでございますが、当委員会所管分について、まず地域支援課、協働推進課、スポーツ課にお尋ねをいたします。指定管理者の損失補償についてでございますけれども、指定管理者の損失補償については、こうした感染症や災害などの場合にどういうふうにするのかというのは、仕様書で協定は結ばれているのでしょうか、お示してください。

○地域支援課長 仕様書のほうでは、指定管理者の不可抗力という点で別途協議事

項と定めておりますので、その中で協議して、損失補填をするようになっております。以上です。

○委員長 内田さん、それでよかったっけ。あとどこだ。

○内田 協働推進課、スポーツ課についても同じ取扱いという確認でよろしいでしょうか。

○協働推進課長 協働推進課、スポーツ課とも同じでございます。

○内田 ありがとうございます。新型コロナがという時代がやってまいりましたもので、仕様書の中でも損失補償については、もしかしたら定めておいたほうがいいのかなということもございますので、念のため提案申し上げます。

それで、補償額の算出方法でございますけれども、3課ともどのような形で算出しておられますでしょうか、お答えください。

○地域支援課長 3課とも共通で、基本的には昨年度と同じ考え方になっておりまして、利用料金に対する補償という考え方で行っております。以上です。

○内田 念のため確認ですが、今回の補正では労働者の賃金補填とか、そういうものは行わずに、あくまでも運営費に係る部分だけで、労働者の賃金については雇用していると、雇用調整助成金等を通じて別途支払っていると、この期間の支払いがないということはないという確認でよろしいでしょうか。

○地域支援課長 委員おっしゃるとおりの、賃金に対する補償は含まれておりませんが、今お話のありました雇用調整助成金のほうは管理者のほうに確認を取りまして、今回は管理者のほうでそれは対応していないというふうなヒアリングの結果になっております。以上です。

○内田 そうすると、この昨年度分の労働者の賃金についてはどのような取扱いになっておりますでしょうか。3課一括してお答えいただければありがたいです。

○地域支援課長 3課とも、3課一括ですが、時短、一部の職員で時短勤務はあったんですけども、休業という形で施設を閉めておりませんので、賃金、そういう意味では賃金補償という形のものそれぞれ……賃金補償のほうは時短勤務は行っただけですが、休業はしていないということで、それぞれの施設で対応しております。以上です。

○内田 ちょっと質問の仕方がまどろっこしかったかもしれないですが、労働者の雇用条件に不利益はないという解釈をしちゃってよろしいかどうかということでございます。もう一度お願いします。

○地域支援課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○内田 続きまして、地域支援課に引き続きお尋ねいたします。高田近隣センターの空調設備の更新についてでございますが、リノベーション工事が今後行われますけれども、それに間に合わない理由というのは、当初予算で対応できなかったというのはどうしてでしょうか、お示してください。

○地域支援課長 高田近隣センターの空調につきましては、以前から時折不具合はあったんですけども、本格的に停止するようなことが頻発するようになったのは、

今年に入って年明け、1月の下旬からでしたので、その中で当初予算には間に合わずに、その後の検討の結果、今回補正で要求させていただいた次第です。

○内田 そうすると、リノベーション工事にはもうやっぱり、もうどう考えても間に合わないという見方でいいんですか。

○地域支援課長 はい、リノベーションまでもたせたいという担当課の気持ちはあったんですけども、リノベーションの工事は再来年度になりますので、そこまでは到底もたないというふうに判断いたしました。以上です。

○内田 不具合があるということでございますが、この夏も熱中症等の猛暑が予想されますけれども、今夏の対応には何とかなるんですか。

○地域支援課長 2系統で空調施設が動いていますので、それを使いながら、何とかこの夏は乗り切りたいと思っております。また、ただ場合によってはスポットクーラー的なものを使用するケースも想定して、対応を考えておきたいと思っております。以上です。

○内田 熱中症等には十分御配慮の上、御対応願います。

続きまして、マイナンバーカードの普及促進事業についてでございます。市民課のほうにお尋ねをいたしますが、マイナポイントのちょっと政策的目的を再度確認しておきたいんですが、これは景気対策が国のほうの施策なのか、それともマイナンバーを普及させていこうというのが狙いなのか、どういうふうに自治体としては受け止めていますでしょうか。

○市民課長 いずれも、今委員おっしゃられたとおり、目的としてはまず1つに、今回マイナポイント9月からということで実施されている、令和2年の9月からということで実施されているわけなんですけれど、当初オリパラの後の景気の下支えを目的としていたということでなっております。あともう一つ、マイナンバーカードの普及促進、これも目的の一つということで、どちらも合わせての目的ということで国から示されているものと認識しております。以上です。

○内田 現在の交付枚数の実績というのは、直近でどうなっていますでしょうか。

○市民課長 交付の件数なんですけれど、5月末で累計で14万511枚交付しております。以上です。

○内田 日別にすると、平均どれくらいですか。

○市民課長 大体、おおよそ200枚から、全出張所合わせて200枚から300枚程度で推移しているものと認識しております。以上です。

○内田 そうすると、今後健康保険証なんかに用いられるということでございますけれども、そうするとやっぱりマイナンバー制度自体には、私は批判的な立場ではございますが、保険証などでも使われることになると、10月以降もお客様が市民課のほうに殺到することが想定されるわけですが、健康保険証に適用されるのはいつぐらいですかね。

○市民課長 今年の10月からと聞いております。以上です。

○内田 それは、国民健康保険、社会保険、共済組合、協会けんぽ、双方とも全部

同じ取扱いですか。

○市民課長 そのとおりです。以上です。

○内田 そうしますと、マイナンバーカード、やっぱりこれ問題だらけでして、国家が、国が一元的に個人情報を集約するという大きな問題がありますし、マイナポイントに見られるような、資本での市場競争原理に使われるという問題もございませぬ。このマイナンバーカードを普及させていこうということには、私は否定的な立場ではございませぬが、J-LISを通じて今回総務省から勸奨通知が送られていませぬが、これは時期はいつぐらいだったのでしょうか。

○市民課長 今年の1月から3月まで、順次未交付の方に対して送られております。以上です。

○内田 J-LISが通知カードをまずお送りして、マイナンバーカードに交換していない、マイナンバーカードを申請していない家計、世帯というのは、J-LISはどのようにそこを集約して通知を送ることができたのでしょうか。その情報源についてお示してください。

○市民課長 J-LISのほうでは、一貫して申請からカードの交付まで手続を行っておりますんで、申請されますとそのデータがJ-LISのほうにもそのまま流れますんで、そこでJ-LISのほうで申請されている方、申請されていない方、データを持っていますんで、それを基にして送られているものと認識しております。以上です。

○内田 その情報というのは、市町村に提供されるもんなんではないですか。

○市民課長 今回の場合ですと、J-LISのほうから送られた後に、送った方の名簿という形でデータを送られているということで聞いております。以上です。

○内田 そのデータにつきましては、本市としてはどのような取扱いをするのか。積極的に、また市として改めて通知をしたり、勸奨の連絡をしたりとか、そういうことに用いるのかどうかお考えをお聞かせください。

○市民課長 今現在では、そのデータを基にして何か勸奨の通知を出すとか、そういったことは市としては考えておりませぬ。以上です。

○内田 マイナンバーを必要としている方の権利は阻害するものではございませぬけれども、マイナンバーカードに秘めた様々な課題はまだ未解決でございませぬので、その点については十分御留意いただきたいことを申し上げまして、私の議案第1区分に対する質疑を終わります。ありがとうございました。

○協働推進課長 先ほどの損失補償に関しまして、パレット柏の損失補償の従業員の関係でございませぬ。休業または時短の従業員の損失補償の件ですが、パレット柏においては休業の従業員はおりませぬが、時短の従業員はおりまして、その部分は給与の6割を指定管理者が支払っており、その分は国の雇用調整給付金を申請して、指定管理者が補填されております。以上になります。

○内田 つまり協働推進課分についても、同じように労働者に対しての賃金等の不利益は生じていないという確認でいいですか。

○協働推進課長 そのとおりでございます。

○委員長 内田さんいいですか。

○内田 改めてありがとうございました。終わります。

○市民課長 先ほど勸奨の通知、今年の1月からということで、順次ということで御報告させていただいた、回答させていただいたんですけど、ちょっと訂正させていただきます。令和2年の11月から順次J-L I Sを通じてということで、通知が送られているということでした。申し訳ございませんでした。

○委員長 内田さんいいですか。

○内田 はい、ありがとうございました。終わります。

○浜田 すみません、1点だけお伺いしたいんですけども、マイナンバーカードについてなんですけど、通知を送っていただいて、送られた方が申請をしたんですけども、なかなかその引取りに行くとか交付の体制が、ちょっと何か遅延しているような感じなんですけども、そういった形、そういった御認識というか、今そういった形になっているんですかね。ちょっと遅れていますか。

○市民課長 やはり3月、4月に駆け込みの申請があったということで、かなり申請が急増しておりまして、申請を受けたJ-L I Sのほうでも発送、本来であれば申請から1か月程度でカードのほうが各自治体に送られるということで聞いておるんですが、そこがかなり実際には半月程度とか、ちょっと遅れが生じているというふうに聞いておりますので、こちらのほうに、自治体のほうに届けば、あとはこちらのほうでも交付前手続ということで順次行ってまいりますので、ちょっと遅れている方、3月、4月に申請された方については遅れているということで、市のほうでも認識はしております。以上です。

○浜田 せっかくその促進をするということで、計上していただいているんですけども、何人か私もお聞きをされていて、去年の11月から送っていただいているということなんですけども、半月と今お聞きしたんですけど、もっと遅れている方もいらっしゃるの、そこはちょっと、なるべく早く手元に持ちたいという方も多いため、そこはちょっとプッシュしていただければと思います。よろしく願います。以上です。

○委員長 答弁求めましょうか。

○浜田 求めません。

○福元 地域づくり推進部に伺います。指定管理者に対する補填、損失補填、補償ということで、パレット柏やアミュゼ柏、文化会館というところで上がっているんですけども、スポーツ課も所管だと思うんですけど、スポーツ施設というものはどういった状況でしたか。

○スポーツ課長 今回の補填の算出方法なんですけど、基本的には利用料の減収に対する補填でございます。なおかつ例えば休場によって浮いたというか、使わなかった人件費は相殺されることになっております。したがって、昨年は市民プールの営業をしなかった関係で、その金額が結果的には利用料収入と同等ぐらいの金額

があったものですから、最終的には補填には至らなかったと、そういうことになります。以上です。

○福元 ありがとうございます。

あと、高田近隣センターの改修工事のことなんですけども、先ほどリノベーションにちょっと間に合わず、空調の更新工事を行うということなんですけど、金額が結構大きい金額だと思うんですが、この後リノベーションということでやっていったときに、この工事が生かされる形というか、無駄にならないというか、きちっとそのまま引き継いでリノベーションという形に移していけるものなんでしょうか。よろしくをお願いします。

○地域支援課長 今回工事を行います空調機器については、これはこのままりノベーション後も使う形で計画を立てていく予定でおります。以上です。

○福元 ありがとうございます。以上で質問終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○円谷 マイナンバーカードなんですけれども、私が監査委員やっている頃に、まず市民課の最重点事業として取り組んでほしいということを決算審査においてまとめまして、それから委員会でも事あるごとに普及促進ということを求めてきたんですが、具体的に何かこういうことをやっているという取組はあるんでしょうか。

○市民課長 まず、事業者への訪問ということで、これまで何か所か回ったというふうには聞いているんですけど、実際にちょっとコロナの関係もございまして、事業所回りが、御案内のそれが、ちょっと中断しているというところがございます。あと、マイナンバーの受け取りについては、今度の6月15日の広報かしわでもお受け取りについての促進を図るということで、記事を掲載する予定でございます。以上です。

○円谷 鋭意取り組んでください。

○日下 まず、じゃ減収補填のところから伺います。今回補正が出てきたということは、もう令和2年度の決算の見込みが出ているからだと思うんですね。ですよね。そこで、決算見込みについて伺いたいんですけども、まずパレット柏と市民交流センター、今回減収補填で711万3,000円ですか、補填するというので、補填した上で、収支見込みというのがもう出ていると思うんですけど、収入、支出、それから差額、教えてください。

○協働推進課長 令和2年度の収入に関しましては4,555万7,598円、支出に関しましては6,689万1,440円、収支の差額がマイナスの2,133万3,842円でございます。

○日下 これはあれですか、減収補填を計上した上での赤字ということですか。

○協働推進課長 それは、減収補填は入ってございません。

○日下 実質2,133万の赤字ということなんですね。

○協働推進課長 はい、そうでございます。

○日下 先ほど雇用調整助成金はありますということで、私資料頂いているんですけど、61万9,716円かな、これがあれですよ、補填されているわけですよ。

○協働推進課長 国からの雇用助成、はい。

○委員長 ちょっとやり取り……ちゃんと……

○協働推進課長 すみません。

○委員長 日下副委員長、ちゃんと手を挙げて、ちゃんと質問して。

○日下 失礼いたしました。

○委員長 2人で話し合わないように。

○日下 申し訳ございませんでございます。この、先ほど雇用調整助成金については説明がありましたね。時短の部分ということだったと思います。それで、その2,133万の赤字で、前にも私問題にしているんですが、本社管理料というのは幾らですか。

○協働推進課長 本社管理費としましては、631万2,535円でございます。

○日下 分かりました。

それから、文化会館とアミュゼ柏についても同じように伺いたいのですが、今回文化会館と、それからアミュゼ柏の補填額が合算した金額として出されています。文化会館、それからアミュゼ柏のそれぞれの補填額をお示してください。

○地域支援課長 市民文化会館のほうは、補填額953万2,457円、アミュゼ柏のほう895万5,809円になります。

○日下 先ほど料金の減収分という説明がありましたけど、正確に言いますと、要するにかからない部分もあるわけですよ。施設を使わなかったことによって、水道料金とか電気代とか、そういうそのコストの減った部分というのもあると思うので、全体としてはもうちょっと正確にお示しいただいたほうがいいかなというふうに思うんですけども、じゃ文化会館のほうの補填額について今伺いましたけれども、先ほどと同じように収入と支出と赤字の額をお示してください。

○地域支援課長 文化会館につきましては、収入は1億982万8,684円、支出は1億2,012万9,654円、差引きの収支はマイナスで1,030万970円になります。あと、アミュゼも。

○日下 そうですね。

○地域支援課長 アミュゼのほうの収入の合計が1億2,467万8,373円、支出が1億3,401万5,941円、収支のほうはマイナス933万7,568円になります。

○日下 それぞれ本社管理料、お示してください。

○地域支援課長 文化会館のほうの本社管理費が1,204万5,000円で、アミュゼのほう1,250万9,000円です。

○日下 そうしますと、確かに赤字なんだけれども、本社には一定のお金が行っているということだと思いませんか。それで、この減収の利用料金の減収分というのは、その何に対する減収分なんですか。予算に対する減収分なんですか、それとも前年の減収分なんですか。

○地域支援課長 前年度分のに対する減収になっておりますが、前年度の年度末は既にコロナの時期に入っていましたので、そういった場合はさらに前の年というの

を参考に算出しております。以上です。

○日下 前の前の年ということですか。

○地域支援課長 令和2年度分の算出については元年度分を参考にしていますが、元年度の最後、3月にはもうコロナでしたので、その場合には30年度の3月を当てるなり、改修工事があった時期などは、そのなかった時期の年度の金額を参考に算出しております。

○日下 それは、やっぱり規定が、前年度の実績に対する補填というのは、何か規定があるわけですか。

○地域支援課長 規定というよりも企画部とのほうの話合いの中で、そのような基準をつくって算出しております。

○日下 それで、先ほどパレットのほうは、雇用調整助成金は若干活用したということなんですけれども、こちらの文化会館とアミューゼ柏は雇用調整助成金は活用しなかった。お休みにはならなかったということですよ。そうすると、かなりその施設閉鎖して、柏市が返還した利用料金というのもありますよね。

○地域支援課長 既に納めていただいた料金については柏市から返還していますが、それを含めて補填、マイナス金額にはそれを含めていますので、二重にということにはなっておりません。

○日下 そうすると、閉鎖して返金したり、それから、閉鎖して文化会館やアミューゼ柏のホールを使わなかったときの、そこで働く労働者というのはどうしていたのかなというふうに思うんですけど。

○地域支援課副参事 4者で共同でやっているわけなんですけども、それぞれ開設時間に合わせて勤務時間帯を変更したりですとか、交代勤務等をやったりですとかしまして、休業がないようにしていたとヒアリングで聞いております。以上です。

○日下 働く人の賃金などが保障されるというのは当然でありまして、一般の事業者なんかと比較すると、指定管理者制度というのはかなり市とのその契約の段階で値切られるというのもあるんでしょうけれども、その点では働く皆さんにとっては比較的安定しているのかなと思いますし、それ保障するのも当然だというふうに思います。

それでは次に、マイナンバーカードについて伺います。今回その予算では、頂いた資料で、1日30人ぐらいの申請者数を想定していたんですけども、先ほど答弁があったように、1日200人から300人の申請が今あるということで、その分のかかる経費を、国から下りてきたお金をそのまま計上するということなわけですよ。それが1,658万7,000円ということです。住民がその申請をして、それに対応する手当てですから、やむを得ないかなというふうに思うんですけども、基本的に私はマイナンバーカードについては非常に疑問を持っておりまして、このまま日本のマイナンバーカードがこのまま進んでいったら、一体どうなるのかなというふうに思うところがあります。3月議会の委員会の審議のときにも言いましたけれども、あまり私たちにとって便利になるものというのは、そんなに私は実感できない。行政の皆

さんはいろいろ便利になるかなとは思いますが、今進めようとしているのが健康保険証のマイナンバーカード化なんですけど、これが3月からだったのが10月に延びたわけですよ。これも10月には実施されるんですか。

○市民課長 10月から実施というふうに聞いております。

○日下 私たちは直接それによって、それほど変わらないというふうに思うんですけど、マイナンバーカードになって私たちの特段利点って何ですか。

○市民課長 先ほどの保険証の関係で言えば、医療機関のほうでマイナンバーカードを読み込めるシステムを導入しますと、マイナンバーカードお持ちの方についてはそれを保険証の代わりにということで、持ち込むことによってある程度の手続が進んでいくということで、保険証を今医療機関でも、保険証以外にもいろいろ、もろもろの手続で必要とする書類があった場合でも、そういったマイナンバーカードで対応できるところは増えてくるというふうに認識しております。以上です。

○日下 私は、本当に医療機関がすごく大変だろうなと思っているんですけども、市内にある医療機関がこれ本当に10月から対応できるのかなというふうに思っているんですけど、それはあれですか。準備されているんですか。

○市民課長 機械の導入が医療機関側のほうで進まないことには、これ進まないことになろうかと思えますんで、あくまでもちょっと医療機関側のほうの機材の導入、そういったところを見ながらということにはなってくるのかなと思っています。以上です。

○日下 これから、政府はどんどんそのマイナンバーカードの活用を広げていくということだと思えますけれども、特にこの医療、保険証のカード化というのは、すごく私は危険だなと思えますし、これは私たちの個人情報、もう盛りだくさんの個人情報が行って、そしてその目的の一つにデジタル化の中にもありますように、国際競争というのがやっぱりその柱にありますので、我々の匿名化されたとはいえ、その情報というのは膨大な、経済界にとっても魅力的なものなんだろうなというふうに思うんですけど、例えば私たちがそのマイナンバーカードでカードを紛失した場合、このカードというのは個人情報にも関わっているんで、医療機関はそのカードを預かれないというふうに聞くんですけども、そうなんですか。

○市民課長 あくまでもやはり医療機関側のほうでマイナンバーカードのほうは預かれないと、受付の中で、その機械を通してデータのやり取りをするというふうに認識しております。以上です。

○日下 そういう矛盾もあったり、紛失した場合のデメリットというのは大きいなと思えますし、それから何よりも大変なのは医療機関だろうなと。セキュリティーの問題ですとか、もろもろの制度に関わる準備を機関がしなきゃいけないので、恐らく相当な苦難に強いられているんじゃないかなというふうに思うんですね。しかも、今回コロナの問題があって、医療機関というのはすごくやっぱり減収なわけですよ。そういう減収補填というの、コロナ対応する病院には今お金下りてきているみたいなんですけれども、一般の病院というの減収補填というのは一体どう

なっているんだかなというふうに思いますし、そういう中でこの制度が導入されるというのは、非常に困難を医療機関にもたすものではないのかなというふうに思うわけです。そういう点からも、非常にマイナンバーカードの促進については、非常に疑問に思っております。医療機関でマイナンバーカードを使いますということになりますと、顔認証というふうになるわけですかね。

○市民課長 顔認証も、その機材の中に組み込まれる形で行われることになろうかと思えます。以上です。

○日下 この顔認証というのが、すごく今世界的にも問題になっていて、その顔認証でも間違ふことがあって、大変な事態になっているというようなこともありますよね。今その顔認証については、世界の一つの流れで、アメリカにしてもイギリスにしても、見直しの流れというのがあるんですね。顔認証一番使って、もう全てに活用しているのが中国なんですけども、欧米諸国もその顔認証については見直しの流れがあるということですか、アマゾンなどは1年以内に見直すなんていうようなことも発表しております、世界がそういう流れに行っているのに、日本がこれからその顔認証に向かうというのは、ちょっとやっぱり日本は時代遅れなんじゃないかなというふうに思います。マイナンバー制度については、非常に疑問を持っているところで反対ですが、今回の補正については利用を求めている、申請を求めている市民の皆さんもたくさんいて、その補填ということですので、全体トータルして補正については賛成したいと思っております。以上です。

○委員長 すみません、それではここで5分間休憩させていただきます。
暫時休憩といたします。

午後 1時45分休憩

○

午後 1時49分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○山田 マイナンバーカードのことですけれども、確認です。現在の交付率、それとあと、これ見通しとか何かというのは、いろいろ所見はできますかね。これからこの伸びの推移の。

○市民課長 交付率なんですけれども、先ほど交付累計数ということで、14万511枚ということでお答えしたんですけれども、令和2年1月1日時点での住基台帳42万4,920人、これを基準にして交付率を割り出しますと33.1%ということで、これ5月末の数字ということで、柏市のほうで捉えております。それと、あと今後の申請者の見込み、伸びと見込みについてなんですけれども、直近の数字、1週間ずつJ-LISのほうから数字が出てくるのをちょっと確認していたところだったんですけれども、こちらが5月16日から5月23日までの1週間で1,023件、その後の24日から5月31日までで762件で、一番最後が6月1日から6月6日までで452件ということで、かなり件数が減少してきていますんで、今後はかなり落ち着いてくるというふうに

は見込んでおります。恐らく月当たりで2,000件から多くて3,000件ぐらいで落ち着くのかなという見込みで、市民課としては捉えております。以上です。

○山田 それで、この活用が徐々にだんだん医療機関なんかでも活用されていくと。そうすると、さっきも質問が出ましたけれども、別に読み込み機とか新しい設備、簡単なものでしょうけれども、いわゆるトラブルがないようなことも一生懸命やっていかなきゃなんないと。ただ、私もこのコロナのほうでも、さっき少し質疑の中ではしりが出ましたけれども、やっぱり交付金についても、手続は市町村で追い打ちでチェックしたとか、随分いろんな制度的に国が出してくるのが不具合というか、かなりの問題でいろいろ市町村が大変になっちゃったというようなことが出てきているんじゃないかと私も感じているんですよ、現場の作業とか。だから、その辺が、私も1,700もある市町村のいわゆるチェックだとか、国は制度設計でどんどこんどこ出てくるけども、現場対応の非常に人件費も入れる、チェック機能も高めていかなきゃなんないとか、こういうことがどうもすっきりしない。だから、その辺のこの恨みつらみということではないんだけど、しっかり国民の信頼のように情報を流すというようなことに、もう少し国がしっかりしなきゃいかんんじゃないかと、こういうふうに思っておるわけですよ。抽象的な言い方で、質問する自体も申し訳ないんですけども、市町村がこういうふうないろいろな点で、マイナンバーカードでいろいろな税とか社会保障とか災害のほうまでずっといろいろ管理していくような状態が、マスコミではいろいろなこと言われるでしょうけども、その一連の中でやっぱりインサイド、支える事務体制って大丈夫でしょうかね。その辺少し、感想でもいいですから。

○市民生活部長 国のデジタルトランスフォーメーションの関係で言えば、市民生活部の分野ではないんですけども、動き注視して、しっかり取り組んでいきたいというふうには考えております。ただ、今回のマイナンバーカードの交付につきましては、国の対応もマイナポイントの付与期限をころころ変えてきたりとか、非常に大変な思いをしております。そういった中では、今後補正で出しました配る体制、これをやっぱりしっかりやっていかないと、マイナポイントの付与期限に間に合わないといったようなことも出てきますので、国の対応が後手後手で、どんどん変化していく中であっても、実際には配り切らないとこれはもうしようがないというところで、部を挙げてきっちり交付のほうは努めてまいりたいというふうには考えてございます。ただ、ここで言い訳させていただくと、やっぱりどうしても最後まで、期限ぎりぎりまで取りに来ない方というのは、どうしても出てくると思いますので、こういったことのないように、取りに来る勧奨とかそういったことにも努めて、また取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○山田 部長、よくそこまで言ってくれましたよね。やっぱり大変だと思うんですよ、現場での動きが。今デジタル庁の考え方も出ましたけれども、一連の流れの中で、やっぱり管理をすとかなどではなくて市民生活、いわゆる国民のやっぱり情報とサービスの共有化をどんどん図っていききたいという趣旨もあるわけで、二律背

反でしょうけれども、ただそういうところで、非常にこれ分かりやすく国のほうから制度設計したときには、やっぱりしっかり話してもらいたいなど、こういうふうに思っておるわけです。やっぱりだんだん、今度これ、私もこの第5波、オリパラの問題あるから、第5波が来るかとか、だんだんそうやってきたときには、私は日本の国力がだんだんなくなっちゃって、体力なくなっちゃって、だけど一番の窓口は行政だから、ここの信用団体が疲れちゃったらどうにもならないと思う。そういうことが思っておって、一つ情報のビッグデータがあると言っているけど、国がそのビッグデータを活用するのがスポット的に取るようなことではなくて、やっぱり市民、国民の目線に立つようなそういう制度設計も、市町村からもよく牽制をしていただきたいと思います。そんなところでございます。

○内田 議事進行について申し上げますが、先ほど市民課長が副委員長の質問に対する答弁を委員長が開会宣言、再開宣言をする前に行っていたので、このままですと市民課長の答弁が誤ったままとなってしまいますので、再度答弁していただく必要があると考えますので、提案いたします。以上です。

○委員長 いいこと言うね。今のとおりにいたしましょう。じゃ、再度回答をお願いできますでしょうか。

○市民課長 ちょっと改めてまた確認、先ほどの医療機関におけるカードリーダー、マイナンバーカードの扱いについて確認させていただきましたところ、顔認証付きのシステムもあるということで、顔認証のシステムもしくは顔認証がないカードリーダー、どちらも両立するというので、申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

○委員長 内田委員、ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。——なければ質疑を集結いたします。

これより採決いたします。

○委員長 議案第12号、令和3年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第12号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了し、次に専決処分についてを議題といたします。関係しない執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

○委員長 次に、専決処分についてを議題といたします。

平成23年6月定例会において、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決事項の指定についての改正が行われ、市長が専決処分できる金額が改正前の50万

円から200万円になりました。これに関連して50万円以上200万円以内の専決処分については、定例会中に開催される常任委員会へ報告することとなっております。

今回該当する専決処分がありますので、執行部から報告を求めます。

なお、個人を特定するような発言には御注意をください。

では、報告をお願いいたします。

○南部クリーンセンター所長 今回定例会に報告しました専決処分のうち、示談の締結及び損害賠償額の決定について御説明させていただきます。

番号は1番でございます。日時、場所は、令和2年8月、午前9時44分南柏二丁目市道になります。今回の御報告につきましては昨年、令和2年第4回12月議会で、当委員会で物損に係る専決処分を御報告いたしました。今回は同じ事故に係る人身の部分の御報告となります。それでは、資料に沿って御説明させていただきます。事故の概要でございます。当センター職員が運転するじんかい車、ごみ収集車が作業中、次の集積所に車両を移動させる発進時に、じんかい車横に一時停止していた相手方の自動車に気づかず、車両同士が接触したもので、相手方車両が破損したほか、相手方運転手の左肩部を負傷させたものでございます。示談日は、令和3年3月23日、賠償金額は治療費、医療費を含めて86万3,045円でございます。事故原因と再発防止策でございますが、収集作業を急ぐあまり、ごみ収集車の周辺の状況、安全確認を怠った運転手の不注意によるものでございます。事故当日でございますが、事故を起こした職員から状況を詳しく聞き取りまして、すぐに安全衛生委員会を臨時で開き、事故原因や再発防止策を協議し、職員全員に周知したところでございます。今後も職員に対する事故防止、安全運転の教育と研修を継続的に行い、安全で事故のないごみ収集、運搬に努めてまいります。以上でございます。

○北部クリーンセンター所長 では、私のほうからは、今回の定例会で御報告しましたこちらの通知報告書の14ページ、番号6の案件について御説明いたします。初めに、このような事故により被害に遭われた方並びに柏市に多大な損害と御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。それでは、資料に沿って御説明いたします。事故の概要についてですが、平成29年9月26日火曜日、午後1時過ぎですね。柏市正連寺391番の4の国道16号上において、私どもの職員が運転するじんかい車が側道から国道に左折して進入したところ、右側後方から直進してきた自動車に接触し、相手方の自動車の左後ろのボディの破損、あと相手方が頸椎等を負傷したものでございます。その後の経過についてでございますが、まず物損に係る賠償金額は39万8,071円で、こちらについては平成29年の12月15日に最後の支払いを概算払いにて行っております。また、人身に係る賠償金額は87万7,212円で、こちらについては大体1年近くたった平成30年の8月13日に最後の支払いを概算払いにて行っております。その後、慰謝料の金額についての交渉を行ってまいりましたが、交渉が途中から難航してきたということで、保険会社、こちら全国市有物件災害共済会、それから市の法務担当、それから市の顧問弁護士とも相談を重ねて、令和元年の6月5日にこちらの交渉について弁護士に委託し、交渉

を続けてまいりました。ようやく今年の5月13日になって、慰謝料等として72万円を追加して支払うことで示談を締結するに至りました。なお、こちらの慰謝料等の72万円については、6月の7日に支払いを済ませております。事故の原因といたしましては、こちら左折時の安全確認の不足、それから合流時にちょっと膨らんで合流してしまった運転操作の誤りによるものと考えております。事故当日は所内で会議を開催し、事故状況の原因、それから再発防止策を協議するとともに、再発防止策、具体的にはもうこれ安全確認の徹底、それからもうこちらの交差点から16号へ合流することはもうやめて、信号機のある交差点から行うこと、こちらを職員全員で確認したところでございます。また、安全衛生委員会を通じた安全教育、中災防、中央労働災害防止協会の危険予知研修への参加、あとこの翌年の平成30年度には、安全運転の適性検査を実施してまいりました。今後とも安全運転のさらなる教育に努め、職員の安全意識の向上と事故防止に努めてまいります。以上でございます。

○委員長 本件について質疑があれば、これを許します。

○日下 2つの事故もそうなんですが、相手方の健康、後遺症ですとか健康とか、その辺はいかがですか。

○南部クリーンセンター所長 相手方の治療は既に終わっておりまして、後遺症等はないというふうに報告を受けております。以上です。

○北部クリーンセンター所長 相手方については、1年後に治療は終わってございますが、完全には完治しなかったということで、症状固定という形で治療は終わってございます。その後、相手方が後遺障害の申請等をされておりますが、本件事故に関しては非該当となったところでございます。以上です。

○日下 その北部の今の件なんですが、どういう体の不具合というか、どんな状態なんですか。

○北部クリーンセンター所長 相手方はむち打ちの症状、それから肩の不調、これを訴えておられます。以上です。

○日下 分かりました。ちょっともしかしたらかかるかもしれませんね。はい、以上です。

○内田 ごみ収集業務に当たりまして、大変お尋ねしづらいことなんでございますが、少しでも早く収集しなければならぬという職員間の間に競争意識みたいなものってというのは、何となく風潮として感じられますかね。

○南部クリーンセンター所長 どうしても集積所の数が多いものですから、次の収集、集積所へという急ぐ意識がどうしても生まれるというのが現実的でございます。ただ、1台1台時間を競ってとか、そういった意識はないようにこちらからも教育し、皆さんで意見交換してやっているところでございますので、よろしく願います。以上です。

○北部クリーンセンター所長 確かに職員の性格で、早く行う職員もいれば、ゆっくり行う職員もいて、一概には言えないところですが、3時までに全てのじんかい車が上がってこられるようなコース取りだとか、あとはローテーション、それから

ペア決めとかしていますので、そこは担保されていると認識しております。以上です。

○内田 ありがとうございます。その点は安心いたしました。今後ともごみ収集業務は続くわけですので、現場の職員の中に競争意識が生まれてしまうようなことがないように、丁寧な対応に努めていただきたいことを申し上げまして、専決処分に対する私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○円谷 正連寺の391番の4、多分私もよく知っているところだと思うんですよ。確かに危なくて、信号回ってというのは、これから必要な方法だと思うんですが、やっぱりそういう場所が恐らくここだけじゃなくて、物すごい数柏市内にあって、できればほかの場所でも、きちんと信号があるようなところから回っていくほうが安全なのかなとは思いますが、もちろんその収集の効率とかもあるんだと思うんですけども、その辺のルートを選定の仕方とかというのは、今後何か検討する予定とかはありますか。

○南部クリーンセンター所長 効率のいいルートということで、最優先で一応ルートは決めていきますが、例えば入りづらい道だったりとか、一筆じゃなかなか行けないところは何回も迂回して行ったりとか、いろいろ安全を最優先にはルート決めしているつもりでございます。それから、比較的やっぱり事故が多い危険箇所というのが大体限られてきますので、その辺をピックアップしながら、定期的に皆さんで意見交換をしながらルートを決めているというのが現状でございます。以上です。

○北部クリーンセンター所長 もう可能な限りこの国道への入線というか、国道に入るときは、基本はもう信号機のあるところから入るように変えております。ただ、一部6号線上とかで、国道上にステーションがあるようなところとか、国道づきのところのマンションとか、一部そういうのがありますので、そこは安全第一でやっております。以上です。

○福元 すみません。ごめんなさい、ちょっと今回この2つの件についてなんですけども、柏市も人口も増えて、交通量も増えてというところで、ごみ収集も困難な状況になってきているのかなと思うんですけども、こういった事故とかそういうのは昔に比べてというか、増えている、すみません、ちょっと私も年数が浅いというのもあって、状況が分からないんですが、そういったところをちょっと教えていただきたいんですが。

○南部クリーンセンター所長 事故に関する直近のデータでございますが、平成29年度は、ちょっと3件と多かったんですが、30年度、それから元年度、2年度とそれぞれ1件ずつには減少している状況でございます。日々安全教育を重ねていたりとか、その啓発を毎日毎日機会を捉えてやっている、一応効果は少しずつ現れているのかなというのは感じております。以上です。

○北部クリーンセンター所長 北部は、平成17年から南部からのれん分けというか、収集部隊が分かれてきておりまして、このときからの平均が年に2.4件となっておりますが、ここ5年は棒読みで1件、1件、2件、ゼロ件、1件と減少傾向にござい

ます。これ理由としては、もう無理なコース設定、それから車もちょっと余裕を持って配車して、それでみんなが3時までには上がれるように、こういった体制を重ねてきた結果かなと考えております。以上です。

○福元 ありがとうございます。なるべくゼロ件ということで、目指してやっていただけたらと思います。安全教育ということで、一生懸命取り組まれているということなんですが、交通安全以外にもやっぱりごみ収集というか作業の中で、いろんな面でやっぱり安全配慮しなくちゃいけないところというのはあると思いますので、職員の方々の安全教育全般について、取組を強くやっていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○山田 事故に遭遇しちゃったそれぞれは、当事者の対応は大変だと思うんですね。スムーズな処理と、それから二次災害につながらないようにとか、それから業務に支障がないように。その現場処理の対応状況というのは、大変な状態が起きていると思うんですけど、その辺はどうでしょう。

○南部クリーンセンター所長 まず、事故があったときは、臨時で安全衛生委員会を開きまして、本当に先ほども言いましたが、当人、本人の状況を詳しく聞き取って、その再発防止策をいろいろ協議しているところでございます。安全作業上の留意点とか、あるいは運行上の留意点とかをまとめた業務マニュアルというのがあるんですが、それも事故以来、都度都度機会があるごとに見直して、本当に事故のない収集に努めているところではございます。以上です。

○北部クリーンセンター所長 ちょっと本件案件についてですが、もう人身ということで、ドライバーも助手もかなり頭に血が上ったり、取り乱しておりますので、事故現場からじんかい車を持って帰ってくるのは職長、副職長、それから我々職員が出向いて行って、持って帰ってくると。あと、事故を起こした職員については5日間乗車停止、復帰時は5日間助手を経てから、その間に大分心にも傷を負ってございますので、職長、副職長、そして私どもで安全教育をやってから、それから現場に戻しております。以上です。

○山田 ふだんからそういうふうにお互いに事故が起きないようにと教育もされていると。ただ、起こそうと思って起こしたわけじゃないんで、その瞬間の場所に遭遇したときのやっぱり気持ちの持ち方、処理の対応って大変だと思うんで、それはもういろんな側面、それからあと細部にわたって、その対応もフォローあるようにひとつよろしく申し上げます。

○大橋 すみません、定期的に安全運転ミーティングであったりだとか、先ほど事故に遭ったときには臨時にも行うというような話伺いましたけども、もうちょっと詳しく、どのような教育をされているのかお聞かせいただけたらと思います。

○南部クリーンセンター所長 先ほど申しましたとおり、もちろん安全運転、運行上の留意点とか、それから先ほどありました作業の安全性、こちらを一律のルールとして業務マニュアルを今作っております。適宜こういう事故を機に見直しを図っております。皆さんの意見を洗い出しながら、業務マニュアルの向上に努めて、

それを守るような取組を日々繰り返しております。それから、実際のその研修などにつきましては車両の誘導とか、あとは車両の運転、これ参考になる映像学習とかを全員で確認しまして、事故防止の対策のレポートを提出してもらったりとか、あるいは実際に車両を使って、バック誘導時の研修なども行っております。以上です。

○北部クリーンセンター所長 今南部の所長が答弁したことと内容はほとんど同じなのですが、あともう運転技術については、この職員のはもうかなり高い水準にございますので、あとただそうはいっても、場所によって狭いところだとか、ヒヤリ・ハットのよく出るところがございますので、そういうところを共有して、朝の朝礼や、あと班会議等で共有して、そうやりながら無事故、完全にゼロにはとはいえないんですが、ゼロに近づけるように努力しているところでございます。以上です。

○大橋 トラック業界なんかもやっぱり毎日運転しますし、ルートで回るとなると、いつものとおりということでもちょっと油断したりだとか、遅れているとちょっと焦りがあったりだとか、そういったことで教育されていると私も聞いていますし、私ももともとトラックドライバーなんで、そういった安全運転に関しては非常に気をつけていたところもあるので、皆さん運転されている方は非常に気をつけて、周りも注意して、その中でもどうしても事故って起こってしまうので、起きたときの対処法であったりだとか、あとトラック業界ではよくドライブレコーダーとかで、事故が起きてしまったときには、こういうふうに事故が起きたという形で情報共有ということで皆さんやられている部分もあります。その事故された方が、じゃどうして起きてしまったのか、そういったことも聞き取りした上で、皆さんに情報共有といったこともやってきましたので、多分やられているとは思いますが、やられていなければ、トラック業界ではどういうふうに行っているかだとか、そういったことも聞いていただいたりだとかしていただければと思います。

○委員長 ほかにございますか。——なければ質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。

閉会中の所管事務調査については、必要に応じて開催することといたします。調査内容について、この場で御協議をお願いしたいと思います。それでは、何か御協議ありましたら。（「一任します」「私提案します」と呼ぶ者あり）

〔協議〕

○委員長 いいですか、ほか。

じゃ、実施日、今の件につきましては、じゃ正副で。正副に一任願います。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員会派遣承認要求を行うこととして、派遣委員、日時、場所、目的及び経費の手続につきまして、委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の市民環境委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 2時27分閉会